

重 要 事 項 説 明 書

(居宅介護支援事業)

医療法人 さくら会

介護老人保健施設 さくら野

居宅介護支援事業所

居宅介護支援事業 重要事項説明書

(令和 6 年 4 月 1 日 現在)

1. 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話番号	0 2 8 5 - 3 7 - 6 2 2 0
担 当 者	森谷 早苗

※ ご不明な点はおたずねください。

2. 事業所の概要

(1) 居宅介護支援者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	介護老人保健施設さくら野 居宅介護支援事業所
所在地	栃木県小山市卒島 1 1 0 番地
介護保険指定番号	居宅介護支援（栃木県 0 9 5 0 8 8 0 0 3 9）
サービス提供地域	小山市・栃木市（旧栃木市・旧大平町・旧都賀町）・ 下野市（旧国分寺町）

※ 上記以外の場合でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資 格	常勤	非常勤	計	備考
管理者	介護福祉士 主任介護支援専門員	1 名		1 名	介護支援専門員と兼務
介護支援専門員	主任介護支援専門員	1 名		1 名	
事務職員		1 名		1 名	

(3) 営業日および営業時間

		営 業 時 間
営 業 日	月、火、水、木、金、土	8 時 30 分～17 時 30 分
休 業 日	日、祝日 1 2 月 2 9 日～1 月 3 日	

(4) 従業者の業務内容

職 種	業 務 内 容
管理者	介護支援専門員等の従業者の管理、また、居宅介護支援の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行います。 当事業所の従事者に、厚生省令で定められた指定居宅介護支援の人員基準および運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行います。
介護支援専門員	要介護状態等にあるご利用者およびそのご家族のご相談を受け、ご利用者とその心身の状況等に応じて適切な居宅サービスの提供を確保できるよう、居宅サービス計画を作成すると共に、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行います。
事務職員	居宅介護支援事業所の運営上、必要な事務処理を行います。

3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

①	重要事項説明書および契約書の締結（契約開始）
②	担当の介護支援専門員による居宅サービス計画の作成
③	居宅サービス計画に対するご利用者の同意
④	居宅サービス計画に基づくサービス事業者の選定
⑤	サービスの提供開始

※ 順序が異なる場合もあります。

4. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額支給されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等があった場合にはこの限りではありません。

※保険料の滞納等により、法定代理受領をできなくなった場合は、一ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口に提出しますと全額払戻しを受けられます。

<基本サービス費>

○居宅介護支援費（Ⅰ・ⅰ）

※当事業所は介護支援専門員1人当たりの標準取扱件数を40件としております

<取扱件数が45件未満>

要介護 1・2 (1.086単位/月×10.21円) 11,088円

要介護 3・4・5 (1.411単位/月×10.21円) 14,406円

○居宅介護支援費（Ⅰ・ⅱ）

※45件以上60件未満の部分のみ適用

<取扱件数が45件以上60件未満>

要介護 1・2 (544単位/月×10.21円) 5,554円

要介護 3・4・5 (704単位/月×10.21円) 7,188円

○居宅介護支援費（Ⅰ・ⅲ）

※45件以上の部分のみ適用

<取扱件数が60件以上>

要介護 1・2 (326単位/月×10.21円) 3,328円

要介護 3・4・5 (422単位/月×10.21円) 4,308円

○居宅介護支援費（Ⅱ・ⅰ）

※一定の情報通信機器（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用
又は事務職員の配置を行った場合。

<取扱件数が50件未満>

要介護 1・2 (1.086単位/月×10.21円) 11,088円

要介護 3・4・5 (1.411単位/月×10.21円) 14,406円

○居宅介護支援費（Ⅱ・ⅱ）

※50件以上60件未満の部分のみ適用

<取扱件数が50件以上60件未満>

要介護 1・2 (527単位/月×10.21円) 5,381円

要介護 3・4・5 (683単位/月×10.21円) 6,973円

○居宅介護支援費（Ⅱ・ⅲ）

※60件以上の部分のみ適用

<取扱件数が60件以上>

要介護 1・2 (316単位/月×10.21円) 3,226円

要介護 3・4・5 (410単位/月×10.21円) 4,186円

<加算>

○特定事業所集中減算	(-200単位/月×10.21円) -2,042円
○高齢者虐待防止措置未実施減算	(所定単位数の-1/100/月×10.21円)
○業務継続計画未策定減算	(所定単位数の-1/100/月×10.21円)
(令和7年4月1日から適用)	
○初回加算	(300単位/月×10.21円) 3,063円
○特定事業所加算(Ⅰ)	(519単位/月×10.21円) 5,299円
○特定事業所加算(Ⅱ)	(421単位/月×10.21円) 4,298円
○特定事業所加算(Ⅲ)	(323単位/月×10.21円) 3,298円
○特定事業所加算(Ⅳ)	(114単位/月×10.21円) 1,164円
○特定事業所医療介護連携加算	(125単位/月×10.21円) 1,276円
○入院時情報連携加算(Ⅰ)	(250単位/月×10.21円) 2,553円
○入院時情報連携加算(Ⅱ)	(200単位/月×10.21円) 2,042円
○退院・退所加算(Ⅰ)イ	(450単位/回×10.21円) 4,594円
○退院・退所加算(Ⅰ)ロ	(600単位/回×10.21円) 6,126円
○退院・退所加算(Ⅱ)イ	(600単位/回×10.21円) 6,126円
○退院・退所加算(Ⅱ)ロ	(750単位/回×10.21円) 7,657円
○退院・退所加算(Ⅲ)	(900単位/回×10.21円) 9,189円
○小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(300単位/月×10.21円) 3,063円
○看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	(300単位/月×10.21円) 3,063円
○退院時情報連携加算	(50単位/月×10.21円) 510円
○緊急時等居宅カンファレンス加算	(200単位/回×10.21円) 2,042円
	(月2回限度)
○ターミナルケアマネジメント加算	(400単位/月×10.21円) 4,084円

(2) 交通費

前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、介護支援専門員が訪問するため、下記の交通費が必要です。

- ・事業所から、片道おおむね10キロメートル以上 500円
- ・事業所から、片道おおむね20キロメートル以上 1000円

(3) 解約料

<請求する場合>

お客様のご都合により解約した場合、下記の料金を頂きます。

契約後、居宅サービス計画の作成段階途中で解約した場合	介護保険制度で定められた金額
保険者(市町村)への居宅サービス計画の届出が終了後に解約した場合	料金は一切かかりません。

5. 当事業所の居宅介護支援の特徴等

(1) 事業の目的

医療法人さくら会が開設する介護老人保健施設さくら野 居宅介護支援事業所（以下「支援事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、支援事業所の介護支援専門員が要介護等状態にある高齢者（以下、「要介護者等」という。）に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 運営の方針

- ① 要介護状態等にあるご利用者が、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援いたします。
- ② ご利用者の心身状況、また、置かれている環境に応じて、ご利用者の 選択に基づいた適切な福祉サービスおよび保険医療サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう支援いたします。
- ③ 指定居宅介護支援の提供にあたっては、ご利用者の意思および人格を 尊重するとともに、ご利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類、または特定のサービス事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に事業を実施いたします。
- ④ 市町村、老人介護センター、ほかの居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努めます。
- ⑤ 従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質の向上に努めます。

(3) 居宅介護支援実施概要等

《居宅サービス計画の作成方法》

身体機能面だけでなく、精神心理面、社会環境面を加えた3つの側面から、要介護状態等にあるご利用者の状況を総合的にとらえ、ご利用者の相談 内容に対応できる居宅サービス計画を作成いたします。

居宅サービス計画作成にあたり、ご利用者は担当ケアマネジャーに対し、

○複数の事業所の紹介を求める事

○その事業所を居宅サービス計画に位置付けた理由を求める事

が可能です。

《特定事業所集中減算対象サービスの利用割合に関する説明及び公表》

6 か月間で作成したケアプランにおける特定事業所集中減算対象サービス（訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与）の各サービスについて、利用割合と同一事業者によって提供された割合を、ご利用者へ説明及び介護サー

ビス情報公表制度において公表致します。

《介護保険外サービスの活用》

必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（保険外サービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成致します。

《お看取り期におけるサービス利用実績がない場合の算定》

居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員がご利用者の退院時等にケアマネジメント業務を行ったもののご利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、モニタリングやサービス担当者会議における検討等必要なケアマネジメント業務や給付管理のための準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、居宅介護支援の基本報酬の算定を行わせて頂きます。

《感染症対策の強化》

感染症の発生及びまん延等に関する取組について委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

《業務継続に向けた取り組みの強化》

感染症や自然災害の発生時に業務継続に関する取組について計画の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等に取り組みます。

《高齢者虐待防止・身体拘束等適正の推進》

ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発防止・身体拘束等の適正するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めず。

《ハラスメント対策の強化》

男女雇用機会均等法等におけるセクシャルハラスメント、労働施策総合推進法におけるパワーハラスメント、及びカスタマーハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組み必要な措置を講じます。

《相談受付場所》

介護老人保健施設さくら野内（指定居宅介護支援事業所）

※常時（24 時間）、担当者が携帯電話等により連絡を取る事ができ、必要に応じてご相談に応じる事ができます。

(4) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更希望される方はご相談下さい
調査（課題把握）の方法	○	宮城県方式
介護支援専門員への研修実施	○	年2回以上しています
契約後、居宅サービス計画の作成段階途中でご利用者のご都合により解約した場合の解約料	○	前記4の(3) 参照

6. サービス内容に関する苦情

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

具体的には下記の手順にてご対応させていただきます。

1. 利用者様、家族様からの相談又は苦情に対する常設の窓口(連絡先)・担当者の設置

- (1) 相談、苦情等に対する常設窓口を設置致します。
- (2) 介護支援専門員及び支援相談員が対応致します。
- (3) 担当者が調査訪問あるいは、休暇等にて不在の時は施設内の介護職員が対応、また夜間においては夜勤者が対応又は受付致します。

2. 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

(フローチャート参照)

利用者様又は、家族様からの相談、苦情等があった場合は、受付票を持って記録し、担当者並びに管理者、介護支援専門員、支援相談員等により直ちに内容を検討の上、認識をもって迅速にわかりやすく対応するとともに、事情によっては、家庭訪問等により説明を行い理解を得られるよう努力致します。また、結果報告を必ず行い再発防止に役立てることに致します。

(1) 苦情・相談対応者

職 名	施設名・氏名
	介護老人保健施設 さくら野(0285-37-6220)
介護支援専門員	森谷 早苗
支援相談員	三村 生美

利用者様が居住している下記の市町村、及び栃木県の介護保険担当課に相談して頂く事も可能です。

- ・ 小山市役所 0285-22-9541
- ・ 栃木市役所 0282-21-2531
- ・ 下野市役所 0285-52-1115
- ・ 栃木県国民健康保険団体連合会 028-643-2220
- ・ 運営適正化委員会 028-622-2941

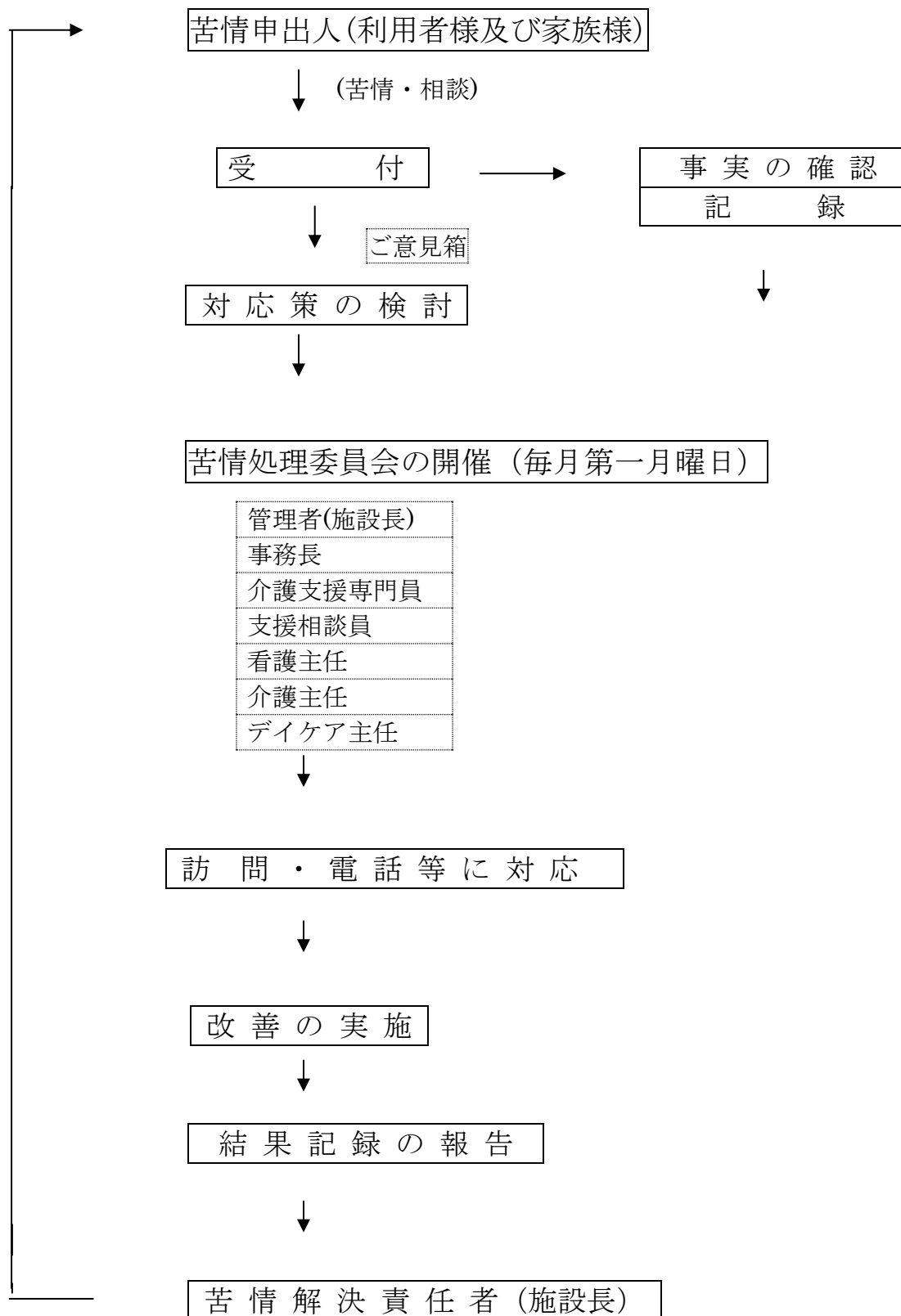
(2) 苦情処理委員会構成員は以下の通りです。

- ・ 施設長 ・ 事務長 ・ 支援相談員 ・ 介護支援専門員 ・ 看護主任
- ・ 介護主任 ・ デイケア主任

上記の構成員により、毎月第一月曜日に苦情処理委員会を開催致します。

《苦情解決体制》

(苦情処理のフローチャート)



7. 秘密の保持

- ① 当事業所は、業務上知り得たご利用者またはその他ご家族の秘密を厳守いたします。
- ② 当事業所は、介護支援専門員その他従事者であったものから、業務上知り得たご利用者またはそのご家族の秘密が漏れることのないように、管理を徹底いたします。
- ③ 当事業所は、サービス担当者会議におきまして、ご利用者の個人情報を用いる場合は、あらかじめご利用者またはその家族からの同意をいただきます。但し、緊急を要する場合には、情報提供をする場合もあります。

8. 事故発生時の対応等

当事業所がご利用者に対して行う居宅介護支援の提供により、損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 入院時における医療機関との連携促進の為に

ご利用者が入院した場合には、担当ケアマネジャーの氏名や 連絡先等の情報を入院医療機関の職員様等にお伝え頂きますようご協力お願い申し上げます。

10. 当事業所の概要

名 称	医療法人さくら会 介護老人保健施設 さくら野 居宅介護支援事業所
管 理 者	森谷 早苗
所在地・電話番号	〒323-0061 栃木県小山市大字卒島110番地 0285-37-6220

個人情報の利用目的

介護老人保健施設さくら野では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

1、利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

①当事業所内部での利用目的

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス
- ・ 介護保険事務
- ・ 介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - サービス提供等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該利用者の介護・医療サービスの向上

②他の事業者等への情報提供を伴う利用目的

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - 利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所、入所施設等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者の診察等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

2、上記以外の利用目的

①当事業所の内部での利用に係る利用目的

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において氏名・写真を広報誌などにて掲示
 - 当施設において行われる事例研究

②他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

介護老人保健施設 さくら野
居宅介護支援事業所 管理者 森谷 早苗

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基
づいて重要な事項を説明しました。

事業所

所在地 栃木県小山市大字卒島 1 1 0 番地
名 称 医療法人さくら会
介護老人保健施設さくら野 居宅介護支援事業所

印

説明者 介護支援専門員

氏 名 森谷 早苗 印

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援についての
重要事項の説明を受けました。

利用者 住所

氏名 印

(家族若しくは養護者) 住所

氏名 印

私、及び家族に対する個人情報を提供することに同意します。

利用者 住所

氏名 印

(家族若しくは養護者) 住所

氏名 印

住所

氏名 印

住所

氏名

印

